

職場の新型コロナウイルス感染症対策 外国人労働者の皆さんにも 「正しく伝わっていますか？」

外国人労働者は、日本の労働慣行や日本語に習熟していない場合があるほか、出身国・出身地域により文化や生活習慣が日本と大きく異なる場合があります。

そのため、外国人労働者が安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の内容を、正しく理解することがなによりも重要です。

外国人労働者の皆さんが、職場内、職場外で感染予防の行動を取ることが出来るよう、出身国特有の文化や生活習慣もふまえた教育やアドバイスに努めてください。

職場での感染症対策チェックリスト（10か国語）

外国人労働者の皆さんが職場における感染防止対策の内容を十分に理解出来るよう、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を10か国語（※）に翻訳しました。

事業主の皆さまは、外国人労働者への教育やミーティングをする機会に、このチェックリストを活用するなどして、職場の感染症対策の徹底をお願いします。

※英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語（やさしい日本語版もあります。）

▶ 各言語のチェックリストは、右記にアクセスをしてご確認ください。
（厚生労働省ウェブサイト内）



「裏面」に感染拡大防止のポイントを記載しています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「職場」での感染拡大防止ポイント



マスク

かいわ
会話をするときは
マスクをつけましょう



密 みつ

せき こういしつ
席や更衣室では、
ひと てきせつ きより
人と適切な距離をとりましょう

休憩時間での居場所の切り替わりなどで
気が緩むことがあるため、適切な距離をとるよう注意しましょう。



換気 かんき

しつない
室内では
こまめに空気を入れ換えましょう



共用 きょうよう

びひん きょうよう さ
備品の共用は避けましょう

どうしても共用する場合には
使用前後での手洗いや手指消毒を徹底しましょう。

「職場外」での感染拡大防止のポイント

寄宿舍や寮など、共同生活をしている場合は、特に以下の取り組みをお願いします。



食事 しょくじ

しょくじ しょうにんずう たんじかん
食事は少人数、短時間にしましょう

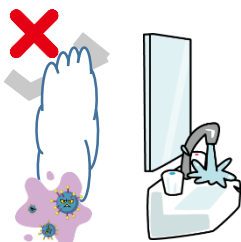
席の配置は斜め向かいにしましょう。
(正面や真横はなるべく避ける)
箸やコップの使い回しは避けましょう。



換気 かんき

くうき い か
こまめに空気を入れ換えましょう

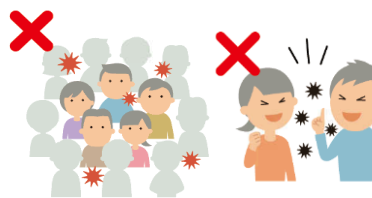
出身地域によっては日本が寒く感じる
かもしれませんが閉め切りは避けましょう。



共用 きょうよう

つか まわ さ
使い回しは避けましょう

どうしても共用する必要がある設備などは
使用前後での手洗いや手指消毒を徹底しましょう。



移動 いどう

おおにんずう いどう みっしゅう さ
大人数での移動や密集を避け、
かいわ ひか
マスクなしでの会話を控えましょう

ラッシュを避けての移動に努めましょう。
車内換気に協力しましょう。

たいちょう わる じょうし そうだん
体調が悪いときは上司に相談しましょう。

■^{しんがた}新型コロナウイルス^{かんせんしょう}感染症^{じょうほう}の^{がいこくじんざい}情報について(外国人材のみなさまへ)

●^{しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちやう}出入国 在留 管理庁 お^{まつり}祭りなどにおける^{しんがた}新型コロナウイルス^{かんせんしょうたいさく}感染症対策、②^{しんがた}新型コロナウイルスワクチン^{せつしゅ}接種のお^し知らせ^{れい}例、③^{しよくば}職場における^{しんがた}新型コロナウイルス^{かんせんしょうたいさく}感染症対策などをいろいろな^{くに}国の^{ことば}言葉で^{しょう}紹介^{かい}しています。 http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html	
●^{こうせいろうどうしやう}厚生 労働省 ①^{せつしゅ}コロナワクチン接種の^よ予診票^{しんひやう}の^{かきかた}書き方、②^{せつめいしょ}ワクチンの説明書について、いろいろな^{くに}国の^{ことば}言葉で^{しょうかい}紹介^{かい}しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html	
●^{こうせいろうどうしやう}厚生 労働省 ^{しんがた}新型コロナウイルス^うワクチンを^う打ってもらうときあなたに^{しつもん}質問することなどをやさしい^{にほんご}日本語で^{しょうかい}紹介^{かい}しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html	
●^{がいこくじんざいりゅうしえんせんたーふれすく}外国人 在留 支援 センター (F R E S C) ^{あたらしい}新しい^{えいきやう}コロナウイルスの影響で^{こまっ}困っている^{がいこくじん}外国人のための^{でんわそうだんまどぐち}電話相談窓口です。いろいろな^{くに}国の^{ことば}言葉で^{そうだん}相談^{そだん}できます。 http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html	

○^{まよ}迷ったときは・・・

● 株式会社 J T B ^{のうぎやうげんば}農業現場で^{はたら}働く^{がいこくじんむけ}外国人向けの^{そうだんまどぐち}相談窓口^しです。^{じやうほう}知りたい^し情報に^{あんない}たどりつけるようご案内^くします。いろいろな^{ことば}国の^{そだん}言葉で^{そだん}相談^{そだん}できます。 https://www.lapita.jp/sghr/maff/agriculture/	
---	---

(別添5)

■新型コロナウイルス感染症に関する情報掲載先（受入れ機関宛て）

● 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策のための動画・ポスター・チラシ等が掲載されています。 https://corona.go.jp/	
● 厚生労働省（コロナワクチンナビ） 新型コロナワクチンの接種会場の検索や接種を受け方などの情報が掲載されています。 https://v-sys.mhlw.go.jp/	
● 厚生労働省 新型コロナワクチン接種予診票で確認すべきポイント、ワクチン説明書、などの情報が掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html	
● 厚生労働省 新型コロナワクチンに関するQ & Aです。 https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/	

(案)

農業技能実習事業協議会決定第 1 号

平成 30 年 6 月 5 日

令和 2 年 1 月 30 日

最終改正：令和 4 年 1 月●日

農業技能実習事業協議会運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。) 第 54 条第 5 項の規定に基づき、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

(目的)

第 1 条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

(組織)

第 2 条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

(事務局)

第 3 条 事業協議会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課（以下「農林水産省」という。）において処理する。

(会議の招集)

第 4 条 農林水産省は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、農林水産省は、構成員及びオブザーバーのうち、当該会議に係る協議事項等に関係する者のみを招集することができる。

3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させることができる。

4 農林水産省は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

5 農林水産省は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問

うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第5条 事業協議会は、農業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- 二 不正行為に対する横断的な再発防止策
- 三 農業協同組合又は農産物の共同出荷・販売を行う法人（以下「農業協同組合等」という。）が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）に関する取組
- 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

2 会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(農作業請負方式技能実習)

第6条 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を実施する際に講ずべき事項等について別途ガイドラインを定める。

2 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を適正かつ円滑に実施するため、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県に、次に掲げる取組を行う事業協議会支部を設置する。

- 一 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び同技能実習が適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
- 二 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- 三 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- 四 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- 五 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他農作業請負方式技能実習の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会

一般社団法人 全国農業協同組合中央会

一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省 農産生産局園芸作物課

農林水産省農産局果樹・茶グループ

農林水産省 畜産局総務課生産局畜産部畜産企画課

農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官

外国人技能実習機構